

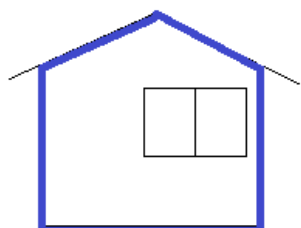
## 「外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分」の面積算定方法について


色彩の基準については、マンセル値により、使用できる色彩の範囲を定めていますが、外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩については、色彩基準は適用しないこととしています。

この「外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分」の面積の算定方法については、以下のとおり取り扱うこととします。

### (1) 外壁に窓等がある場合

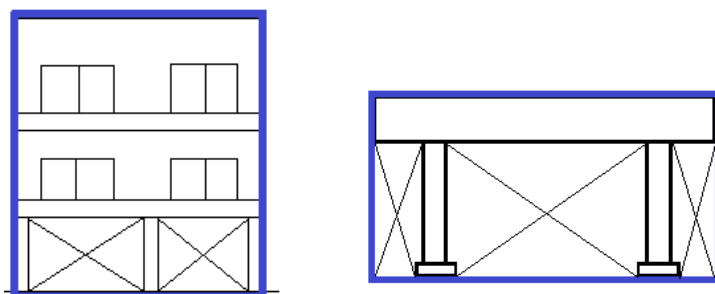
外壁の外枠で囲った部分を面積算定に含めます（窓等の面積も面積算定に含めます）。




※  で囲っている面を面積算定の対象とします。

### (2) ピロティ部分がある場合

ピロティ部分がある場合については、ピロティ部分から下の部分も面積算定に含めます。



※  で囲っている面を面積算定の対象とします。